

一関地域 地域農業マスタープラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	平成25年7月	令和3年3月25日
対象地区名(地区内の集落名)		
一関、山目、中里、真滝、萩荘、舞川、弥栄		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	3,560.59 ha
② 中心経営体の耕作面積の合計	848.74 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	— ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	— ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	190.89 ha
(備考)	

注：④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

<p>平場の条件の良い農地の集約化は進んでいるが、中山間農地については、農業経営者の高齢化や後継者不足により、農地の維持が難しくなっている。中心経営体の農地の引き受け意向も一定の面積はあるが、条件が悪い農地の引き受けは困難であり、中山間地域等直接支払交付金等を活用した共同活動により、農地を維持している状況にある。</p> <p>また、鳥獣による農作物被害が拡大しており、営農意欲の減退にもつながっている。</p>

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地利用は、中心経営体である認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者を中心に担っていく。</p>
<p>基盤整備実施地区においては、集落営農組織への集積を進め、中間管理機構を活用した農地の貸借ができるよう法人化に向けて取り組む。</p>

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	中心経営体への農地集積・集約化を目指し、農地中間管理機構の活用を図っていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(2) 共同取組活動による農地の維持	中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した共同取組活動を行い、耕作放棄地の発生防止や農業生産の維持を図っていく。
(3) 集落営農組織の法人化	基盤整備に取り組んでいる地区においては、基盤整備後の農業経営に関する優良事例等の調査、研修等を行い、営農組織の法人化を進めていく。
(4) 農業経営の複合化	水稻などの土地利用型作物と併せて、園芸や畜産との複合化により、安定した経営を目指す。
(5) 新たな担い手の育成	親元就農を含む就農希望者に対する研修制度等を活用し、新たな担い手となる新規就農者を育成する。
(6) 鳥獣被害防止対策の取組	地域による鳥獣害対策として、侵入防止柵の設置や狩猟免許の取得促進などを検討する。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	89 人	7 法人
② 認定新規就農者	3 人	法人
③ 集落営農組織	6 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	2 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	5 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	852.10 ha	3,560.59 ha	24 %
今後	1,042.99 ha	3,560.59 ha	29 %